

メキシコ大統領、議会に包括的予算案を提出

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

メキシコ大統領、議会に包括的予算案を提出

メキシコ大統領は、就任後初めて2020年度予算案(法案)を議会に提出しましたが、これには、既存の税制順守を強化し、税源浸食と利益移転に対抗することを目的とした変更が含まれています。

この法案は、メキシコの2つの立法機関によって協議投票される必要があり、その後大統領の署名によって法律として制定され大部分が2020年1月1日に発効します(デジタルサービスを提供する非居住者に適用される規定は2020年4月1日発効)。納税者と投資家は、立法手続き中にこれらの法案の内容を認識し、国際的な取引に関して追加されるコンプライアンス義務と課題に対応する準備をする必要があります。法案の重要点は以下の通りです。

恒久的施設

BEPS行動7に関する勧告のいくつかに応えるものとして、メキシコ所得税法における恒久的施設(PE)の概念が拡張されます。従属代理人が契約締結において根本的な役割を引き受ける場合、非居住者は従属代理人を通じてメキシコで活動しているとみなされます。さらに、非居住者である関連者のために専らまたは主として行動する者は、独立代理人とはみなされません。

法案のPE規定は、PEを生じるとされない活動リストのはじめに「準備的・補助的活動テスト」について述べることで、PEを構成しない(すなわちPEを生じない活動)全てについて、「準備的・補助的活動テスト」が適用されることを定めています。このテストは、非居住者に個別に適用されるだけでなく、一体的な事業活動の一部として活動している非居住者およびグループメンバーにも適用されます。

支払利子、税金、償却費控除前利益 (EBITDA)に基づく支払利子制限

一般的に、純支払利子の額が年2,000万メキシコペソ(グループベース)を超える納税者は、(EBITDAと同様に定義される)「調整後課税所得」の30%に相当する額が純利子損金算入限度額とされます。各年の限度超過額は、3年間繰り越す事ができます。

公共インフラプロジェクト、メキシコ領土内における建設、および炭化水素、電気または水の探査、抽出、輸送、貯蔵もしくは流通関連のプロジェクトの資金調達としての債務の支払利子については特定の例外がありますが、金融機関や保険会社に対する例外はありません。

税務上パススルーとされる事業体

この法案は、条約の適用が無い場合における税務上パススルーとされる事業体の取り扱いに係る新しい規定を導入しています。これらの規定によって、外国の「税務上パススルー事業体」と「法的存在」はメキシコの所得税法上法人(すなわち、個別の納税者)として取り扱われることとなり、メキシコの税務上の居住者が行う当該事業体への支払いについて、税務上の支払い受領者がその事業体であるかそれともその事業体のパートナーであるかを判断することに影響を与えます。

同規定は、メキシコ居住者の外国の税務上パススルー事業体への投資に対する特別なCFC制度も定めています。これらは、一般的なCFC規定よりも厳格であり、納税者が投資ビークルを管理できない場合でも適用される可能性があります。

軽課税国地域への支払いおよびハイブリッド防止規定

この法案には、軽課税国地域(LTJ)およびハイブリッド事業体の関連当事者への支払いの取扱いに関する規定の変更が含まれます。原則として、LTJに対する支払いは、たとえそれが独立企業原則に基づくものであっても、税務上損金とされません。この規定は、LTJに対する支払いを代わって行うLTJに所在しない企業への支払いにも適用され、支払いの回数には関係がありません。

所得に対する課税において外国実効税率が22.5%未満である場合にLTJに該当するとみなされます。特定の支払いの損金算入を制限する法案は、「ハイブリッドメカニズム」と「計画的契約」の概念を追加していますが、LTJの居住者が事業活動に従事しており、事業活動を行うために必要な人員と資産を有していることを条件に一定の場合これらの規定の例外を設けています。

LTJへの投資(CFC規定)

この法案は、LTJへの投資による利益の取扱いを変更改善するものです。まず上記のようにパススルー事業体への投資の取扱いは別の条項で規定されていることから、通常のCFC規定ではこれらの取扱いは除外されています。

他の修正案は測定および計算規定の一部を変更するものです。重要な点は、この法案によってCFC規定における支配の定義が大幅に拡大される事です。

デジタルエコノミー

この法案は、VAT法の改正によって、メキシコで実施されるサービスの定義を拡大し、デジタルプラットフォームを介してメキシコのユーザーに対して実施されるサービスを含めるようにするものです。デジタルサービスには幅広いサービスが含まれます。

メキシコにPEを有さない非居住者を含むプラットフォーム運営者には、次の要件が課されます。(1)メキシコ税務当局への登録、(2)デジタルサービスの対価とともにVATを計算、徴収、回収すること、および(3)一定の情報報告を税務当局に提出することです。報告には、サービスの性質、価値、およびユーザーに関する情報などが含まれます。非居住者は、メキシコ税務当局に登録しても、それだけでメキシコにPEを有するとはみなされません。デジタルプラットフォームによる納税義務不履行があった場合、メキシコの公共通信ネットワークへの接続が停止されることがあります。

法案には、デジタルプラットフォームの運営者向けの新しい規定も含まれ、これらのプラットフォームを介して輸送、宿泊、またはその他のサービスを提供するメキシコ居住者との取引について所得税の源泉徴収が必要となります。源泉徴収税率は利益の額と性質に応じて段階的に引き上げられ、通常2%から17%となります。

源泉徴収義務は、メキシコの居住者およびPEの有無に関係なく非居住者であるすべての運営者に適用されます。

マキラドーラ制度

この法案は、マキラドーラ制度によってメキシコで事業を行う非居住者が得ている便益を延長するものです。現在これらの規定は2021年末に期限を迎えることとなっています。この規定によれば、特定の要件を満たす非居住者はメキシコにPEを有さないものとして取扱われます。濫用防止条項も含まれています。

一般的租税回避防止規定

法案には、取引が事業目的を欠いている場合に、メキシコ税務当局が取引を税務上再度特性付けるまたは無視することを認める一般的租税回避防止規定が含まれます。

測定可能な現在または将来の経済的利益が税務上の利益よりも少ない場合、事業目的が欠けているとみなされます。さらに、より高い税負担を伴うより少ない取引で期待される経済的利益を達成できる場合、一連の法的行為は事業目的を欠いているとみなされます。

開示要件

この法案は、報告対象取引について必須の報告要件を確立しています。規定では、税務アドバイザーによる報告と、第2段階

として納税者による報告を必要としています。報告対象取引は、メキシコで直接または間接的に税務上の利益を生じるまたは生じる可能性があり、規定に含まれる29項目のリストに定められる一定の特性を有する取引と定義されています。これらの特性は広く、とりわけ、繰越損失への影響、移転価格、株主所有の変更、再編および条約の適用などを対象としています。報告対象取引には、税務当局への申告、または税務当局が調査中の案件に関する抗弁は含まれません。

共同責任

この法案には、特にメキシコ納税者の一定の役員および取締役に対して、納税義務に対する共同責任を拡大する規定も含まれています。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

Ernst & Young Tax Co., Latin American Business Center, Japan & Asia Pacific

- ▶ Raul Moreno, Tokyo raul.moreno@jp.ey.com
- ▶ Joe Kledis, Tokyo joe.kledis@jp.ey.com
- ▶ Luis Coronado, Singapore luis.coronado@sg.ey.com

Ernst & Young LLP (United States), Latin American Business Center, Los Angeles

- ▶ Tak Morimoto tak.morimoto@ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20191003

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp